

岡山大学を卒業する留学生のみなさんへ

－卒業後の在留資格（「特定活動」ビザ）－

岡山大学卒業後の留学生の就職活動について、本学在学中から就職活動を行っており、本学卒業後も引き続き就職活動を行う場合に、「留学」ビザから継続就職活動のための「特定活動」ビザ（在留期間6ヶ月）へ在留資格変更することで最長1年間（「特定活動」6ヶ月を1回まで更新可能）の滞在が可能となります。なお、本学を卒業後、就職活動を継続してすることを希望し、「特定活動」ビザへの在留資格変更許可申請を行う場合は、本学の交付する推薦状が必要となります。また、在学中から起業活動を行っており、卒業後も継続して起業活動を行うことを希望する場合は、一定の要件の下に、卒業後も起業活動を行うための最長2年の在留が認められていますので、詳しくはこちらのURLを確認してください。

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>)

※本学を卒業後、「留学」ビザのまま就職活動を継続することはできません。

※推薦状は卒業後は申請できませんので、必ず在学中に手続きを完了してください。

【出入国在留管理局での就職活動のための在留資格「特定活動」申請手続きに必要なもの】

- ・在留資格変更許可申請書（出入国在留管理局のHPから自分でダウンロードする）
- ・写真（縦4cm×横3cm）1枚
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・経費支弁能力を証明する書類（預金通帳の写し、銀行口座残高証明書等）
- ・直前まで在籍していた大学の卒業証書または卒業証明書
- ・直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状
- ・継続就職活動を行っていることを明らかにする資料
- ・手数料納付書（収入印紙4,000円貼付／大学生協・郵便局購入可）

※出入国在留管理局の判断により、他の証明書等追加書類の提出を求められる場合があります

【岡山大学での推薦状の交付について】（※卒業後の推薦状の申請はできません）

推薦状については、国際部留学交流課で交付します。以下の書類をそろえて国際部留学交流課に申請してください。（提出した書類は返却できませんので、コピーを取ってから提出してください）

- ・「推薦状（就職活動のための特定活動ビザ）申請書」（指導教員の署名押印が必要）
(申請書の様式は、国際部留学交流課で配布します)
- ・経費支弁能力を証明する書類（名前と日付が記載された預金通帳の写し、銀行口座残高証明書等）
- ・卒業見込証明書もしくは修了見込証明書
- ・在留カードの両面コピー
- ・在学中から複数月にわたって、継続的に就職活動を行っていることがわかる資料
*提出できない場合は、その理由書（任意様式・指導教員の署名が必要）を持って、各自で出入国管理局へ相談してください。

【注意事項】

- ・継続的な就職活動を証明するものとは、キャリア・学生支援室やハローワーク等の訪問相談記録、複数企業への訪問記録、面接日程調整メールのやりとり等です。セミナー・フェアへの参加は就職活動として認められませんので、気を付けてください。
また、留学生自身の在籍学部・学科の勉強内容、取得している資格とかけ離れている企業への就職活動は、就労ビザに切り替えられる可能性がないため、就職活動とは認められません。
- ・特定活動ビザへ変更後は、毎月10日までに「就職活動状況報告書」を国際部留学交流課に提出してください。1度でも報告が無い場合は、さらに半年延長する際に必要な推薦状は交付しません。
- 連絡先を変更する際、帰国する際、就職先が決定した際には、速やかに国際部留学交流課に報告してください。